

令和4年2月14日

保護者の皆様

延岡市立東小学校
校長 瀧砂 一徹

新型コロナウイルス感染防止の対応に伴う給食費の取扱いについて

早春の候 保護者の皆様におかれましてはご清祥のことと存じます。また、本校の教育活動への熱心なご協力に心より感謝申し上げます。

さて、本校では、3学期に入って三度の臨時休業をしました。この間、給食についての対応も変更の連続となり、学校全体の対応については栄養職員を中心にこれまでなんとか応じてまいりました。しかし、個人の欠席につきましては、一人一人の給食の変更に対応することはできませんでした。大変申し訳ありません。

つきましては、このような実情を踏まえ、新型コロナウイルス感染防止の対応に伴う給食費の取扱いにつきましては、今後も含め下記のとおり取扱わせていただきたく存じます。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

<新型コロナウイルス感染防止に伴う給食費の取扱いについて>

- 1 原則、臨時休業中の給食費は、学年末に返金または調整いたします。但し、急な臨時休業で給食を止めることができないときもあります。その場合は返金等できませんのでご了承ください。3学期の臨時休業における給食費につきましては以下のように対応します。

- 1月14～19日の臨時休業 → 2月の給食費を減額
 - 1月31日～2月2日の臨時休業
 - 2月7～8日の臨時休業
- } ・1～5年生は次年度へ繰り越す。
・6年生、転出児童へは返金する。

- 2 個人による新型コロナウイルスの感染、濃厚接触者としての自宅待機、不安などによる欠席（出席停止）については、給食費の返金はできません。一人一人への対応が困難であり、正確な食材の発注等を期すためでもあります。ご理解ください。

※ 新型コロナウイルス感染症に関すること以外で、予め長期の欠席が決まっている場合は今後も対応いたします。事前に学校へお申し出ください。

給食のある日に7日間以上連続で欠席することとなり、給食を止めたいことを事前に申し出ていただいた場合は給食費を返金します。